



2025 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 n m s ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 寿子
(コード：2162 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 経理部長 川村 岳生
(TEL：03-5333-1711 (代表))

任意の指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2025 年 4 月 18 日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 委員会設置の背景

当社は、2024 年 12 月 16 日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」のとおり、社外取締役及び外部弁護士により構成される特別調査委員会を設置し、特別調査委員会による当社前代表取締役社長の不正事案に関する調査を経て、調査報告書を受領しました。

当該調査報告書において、特別調査委員会から信頼回復に向けたガバナンス機能強化を目的とした再発防止策として、指名・報酬委員会の設置に関する提言がなされており、これを受けて当社が決議した再発防止策（詳細は、2024 年 12 月 20 日付「再発防止策および関係者の処分に関するお知らせ」をご参照ください。）として、委員会設置に関する検討を進めてきたものです。

2. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会の目的及び役割

(1) 指名諮問委員会

目的：取締役の指名に関する手続の公正性・透明性・客観性強化

役割：次の事項の審議及び取締役会への答申

- ・取締役会の構成、スキル・マトリックス
- ・取締役の選任基準（独立性判断基準、在任期間、資質条件等）
- ・取締役の選解任（議案の原案の検討を含む）
- ・代表取締役及び役付取締役の選定、解職（議案の原案の検討を含む）
- ・代表取締役社長の後継者計画の策定及び運用
- ・その他取締役会が必要と判断した事項

(2) 報酬諮問委員会

目的：取締役の報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性強化

役割：次の事項の審議及び取締役会への答申

- ・取締役の報酬等（議案の原案の検討を含む）
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定方針（議案の原案の検討を含む）
- ・株主総会への報酬議案の付議（議案の原案の検討を含む）
- ・その他取締役会が必要と判断した事項

3. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成

両委員会とも、独立社外取締役を過半数とし、代表取締役1名及びその他の取締役2名以上の合計3名以上で構成します。

また、委員長は、委員の互選によって独立社外取締役の中から定めることといたします。

4. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置日

2025年4月18日

以 上